

令和3年9月10日

保護者の皆様

横浜市教育委員会
横浜市立大鳥小学校
校長 水島 貴志

分散登校による教育活動の延長について

保護者の皆様には、日頃より横浜および本校の教育活動の推進に対しましてご理解とご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

昨日、神奈川県に発出されている緊急事態宣言の9月30日（木）までの延長が正式に決定いたしました。それを受けて、横浜市立学校では10月1日（金）まで、現在行っている分散登校による教育活動を延長することにいたしました。

つきましては、次の内容で分散登校を継続して行いますので、お知らせいたします。

1 分散登校について

○学級をA、Bの2つのグループに分け、1日おきに登校するようにします。

登校したグループは昼食をとった後、5校時を行い14時25分ごろに下校します。

○登校しない日は、学校から出される課題に取り組む家庭学習を行います。

○分散登校のグループは出席番号で分け、登校の仕方は次のとおりとします。なお、グループ分けについて新たにご要望がある場合は、担任までご相談ください。

Aグループ	【1年】1～17番 【4年】1～13番 【5組】全員	【2年】1～18番 【5年】1～16番	【3年】1～15番 【6年】1～15番
Bグループ	【1年】18～33番 【4年】14～26番	【2年】19～36番 【5年】17～33番	【3年】16～29番 【6年】16～31番

9/13(月)		9/14(火)		9/15(水)		9/16(木)		9/17(金)	
Aグループ	Bグループ								
家庭学習	登校	登校	家庭学習	家庭学習	登校	登校	家庭学習	家庭学習	登校
	給食あり	給食あり			給食あり	給食あり			給食あり
9/20(月)		9/21(火)		9/22(水)		9/23(木)		9/24(金)	
敬老の日	Aグループ	Bグループ	Aグループ	Bグループ	秋分の日	Aグループ	Bグループ	Aグループ	Bグループ
	登校	家庭学習	家庭学習	登校		登校	家庭学習		
	給食あり			給食あり		給食あり			
9/27(月)		9/28(火)		9/29(水)		9/30(木)		10/1(金)	
Aグループ	Bグループ								
家庭学習	登校	登校	家庭学習	家庭学習	登校	登校	家庭学習	家庭学習	登校
	給食あり	給食あり			給食あり	給食あり			給食あり

2 児童の健康状態の把握について

- 感染症対策においては、児童の健康観察とご家庭での健康管理が重要となります。登校前に各家庭で健康観察を行い、本人および同居の方に風邪症状（発熱、せき、倦怠感、息苦しさ、頭痛の症状等）が見られる場合は登校を控え、医療機関を受診するようお願いいたします。登校に際しては、健康状態を確認するためリーバーへの入力もしくは健康観察票の提出をお願いします。
- 児童の健康状態の把握のため、家庭学習の日および休日においても、できる限りリーバーへの入力につきましてご協力をお願いいたします。
- 登校後に児童の発熱を確認した場合、保護者の方に速やかに迎えに来ていただくこととなりますのでご了承ください。
- 免疫力を高めるためにも、規則正しい生活を送ることができるようお願いします。また、児童の健康について気になることがある場合は、遠慮なく学校にご相談ください。

3 緊急受入れについて

10月1日（金）までの期間、就業等の事情、その他家庭での対応が困難な場合について、家庭学習の日の1～3年生の児童および個別支援学級の児童（全学年）を受け入れます。なお、「緊急受入れ」はあくまでも「緊急の措置」であること、また、緊急受入れに参加する日には、家庭学習の日でも通常通り登校し、下校まで登校児童と一緒に学級で生活することになることをご理解ください。

○緊急受入れを希望する場合は、次の通り申し込みをお願いします。

- ・【期日】 Aグループは9月14日（火）まで、Bグループは9月13日（月）まで。
- ・【方法】 リーバーのコメント欄に「受入れを希望する日」「希望する理由」を記入していただくか、緊急受入れカードを提出するかしてお申し込みください。
- ・連絡した内容を変更する（参加を取りやめるなど）場合も、必ず連絡をお願いします。

○4～6年生（一般級）で受入れの必要がある場合は、学校までご相談ください。

○受入れ時間 … 8：20～14：25 ※ふだんの登校時間に登校させてください。

○登校前は、各家庭において必ず検温、健康観察を行い、リーバーに入力するか、健康観察票に記入しお子さんに持たせてください。健康観察を忘れた場合や体調不良（発熱、せき、倦怠感、息苦しさ、頭痛の症状等）の場合、受け入れはできません。

○毎回の持ち物は、水筒、学校から課題として出されたプリント類、自分で一日を過ごすことができるような教材、ドリル、本、筆記用具などです。

○受入れ児童は、給食を喫食することになります。緊急受入れに参加しない児童については、後日喫食しなかった日数分の給食費の減額があります。